

政策法務ニュースレター

※※※※※ 現場の課題を解決するルールを創造するために ※※※※※

2006. 11. 30 VOI. 3-3

本 号 の 内 容

- ★政策法務研修で条例を設計してみよう！
- ★自由使用から適正使用へ～千葉県港湾管理条例の改正～
- ★地方自治法の平成18年度改正
- ★重要判例 経営破綻した第三者への補助金交付は適法か！？

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務室 中庁舎6F

電 話 043-223-2157

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

政策法務研修で条例を設計してみよう！

詳しい内容を知りたい方は、こちら（職員能力開発センターのHP）をどうぞ ↓

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/a_kensyuu/h18jissikeikaku/b21_h18keikaku/h18taikei/h18jissikeikakuin.htm

職員能力開発センターで実施するパワーアップ研修「政策法務（チャート化で学ぶ立法）」を受講してみませんか？

日程 平成19年1月16日、23日、30日（すべて火曜日。3日間コースです。）

目 標

- ① 自主立法の基本的考え方、理論を学ぶ！
- ② 法令を構造化してとらえる！
- ③ 条例を立案設計（チャート化）できるようになる！

チャート化すると法令がぐーんとわかりやすくなります！

内 容

講義

千葉大学鈴木教授と政策法務課職員による講義

演習

プールの管理をめぐる問題を題材として条例の立案設計（チャート化）を体験します。

特 徴



ワークショップ形式で楽しみながら！

演習は班単位で行い、皆で楽しみながら、チャートを作り上げていきます。



現場の生の声が聴ける！

担当課の職員にも演習の際に講師として参加してもらう予定です。

★昨年度の受講者の感想（職員能力開発センターのHPから）

- ・ 系統的に位置づけて整理していくこと、政策法務的な発想を知ることで、疑問点がはっきりし今後の参考になった。
- ・ 異なる立場の人達が率直に意見をだして討議することが大切だと思った。

- ◎「政策法務ってまったく知らない」という人にもわかるように、やさしく、丁寧に説明します。
- ◎3日間の研修でボリュームはありますが、それだけの価値もあります。奮ってご参加ください。

自由使用から適正使用（環境保全と暴力団対策等）へ

～ 千葉県港湾管理条例の改正について ～

<1 ポイント>

公の施設は、なるべく誰でも自由に使用できるようすべきという考え方（自由使用の原則）があります。しかし、税金で作られた施設が、社会に悪影響を及ぼすような形で利用されることは望ましくありません。

そこで、港湾施設がより適正に使用されるように、環境保全や暴力団対策などの視点を入れる形で、千葉県港湾管理条例の改正が平成18年9月議会で行われました。

<2 改正の背景（立法事実）>

「港を経由した環境汚染」

<事実>

- 全国の港湾に移入される廃土砂量のうち約6割を本県が占めている。
- 港を使用して建設残土に偽装した産業廃棄物を、県内に不法投棄した事件が発生。



<困ること>

- ◎他県の産業廃棄物や建設残土の受け皿として港が利用されている。

「暴力団の資金源」

<事実>

- 羽田空港再拡張事業で、土砂運送のために港湾に暴力団の進出が予想される。
- 港湾運送業者が、硫酸ピッチを不法投棄した事件等で、暴力団員が関与。



<困ること>

- ◎暴力団が港湾施設の利用を通して資金を得る。
- ◎暴力団が、港湾秩序を乱し適正管理に支障が生じる。

「使用料滞納」

<事実>

- 港湾施設の使用料の滞納の発生。
- 滞納を理由に不許可にできる規定がない。



<困ること>

- ◎利用者間の負担公平に反する。
- ◎使用料収入による維持管理費用が不足する。

<3 改正の概要>

【 対象者 】

【 使用できない仕組み 】

『不許可事由の追加』

暴力団関係者は

使用料滞納者は

許可を取消されて1年以内の者は

港湾を使用して廃棄物処理法及び県・市町村残土条例違反をした者は

港湾施設の使用許可の申請があっても使用させない（不許可）

『監督処分事由の追加』

港湾施設の使用許可を取っていても、使用できなくする（許可取消）等

地方自治法の平成18年度改正

～ 分権改革後最大の改正 ～

地方自治法の一部を改正する法律が、平成18年6月に公布されました。改正事項の一部を紹介します。

地方の自主性・自立性の拡大を図るための措置

注意事項

- **市町村の助役は副市町村長になります。**
助役に代えて副市町村長を置き、また、副知事及び副市町村長は、長の委任を受けて事務を執行することができることとされました。
- **出納長は廃止されます。**
電算化の進展により特別職である出納長等によらなくても一般職である会計管理者を置けば会計事務の適正な執行は可能との認識により、出納長等は廃止されました。
- **職員は、事務吏員でも技術吏員でもなくなります。**
吏員とその他の職員の区分、事務吏員と技術吏員の区分を廃止し、一律に職員とされました。

そのほか…監査委員制度や財政制度の見直し、地方六団体への情報提供制度の創設等が行われました。

議会制度の充実

注意事項

- **議員は複数の常任委員会に所属することが法律上可能になります。**
議員は複数の常任委員になることが可能となり、また、少なくとも一の常任委員になるものとされました。

そのほか…以下のようなことも改正されました。

- 政策立案機能の強化のため、議案の審査等に関する専門的事項について学識経験者等に調査をさせることができるものとされたこと。
- 議会側が必要と考える時にも臨時会が開催されることが制度的に担保されたこと。
- 会議録を電磁的記録によって作成させることができるものとされたこと。
- 首長の専決処分ができる場合の要件が明確化されたこと。

中核市の指定要件の緩和

注意事項

- **人口30万人以上なら中核市になれます。**
中核市の指定要件のうち面積に係る要件（人口50万人未満の場合、100km²以上）が廃止された。

＜施行日＞平成19年4月1日

（ただし、監査、中核市制度は公布日、財務、地方六団体への情報提供、議会制度は公布日から1年以内の政令で定める日とされています）。

経営破綻した第三セクター（日韓高速船株）への補助金交付は適法か！？

～最高裁平成17年11月10日判決～

＊＊説明責任の重要性＊＊

概要

本件は、下関市の住民が、「経営破綻した第三セクターに対して市が補助金を支出したことには公益上の必要性がなく、違法である！」と主張して、当時の市長に対し、補助金相当額の損害賠償を求めた住民訴訟です。

→→（結論）→→補助金の支出は違法ではない！

われわれ職員がこの判決から学ぶべきことは？

裁判所は、補助金支出の当否について議会で十分に審議したかどうかということを検討した上で、公益上の必要ありと判断しました。

本件は、あくまでも補助金支出に関するものです。ただ、議会も含めて県民に対して説明責任をきちんと果たしていくということは、行政活動一般において基本的な原則と言えます。

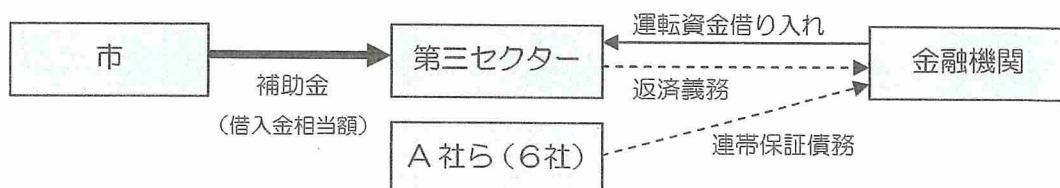
日常の業務を遂行するに当たっては、「県民に対してどのように説明するのか？」という視点を常に持つべきでしょう。

＊＊結論を先に記載しましたが、以下この判決の争点とポイントを見てみます。＊＊

争点

主な争点は、「運転資金（高速船運航）の借入金相当額＝3億8千万円」の補助金支出の是非についてです。

＊ ちなみに、地方自治法では「公益上必要がある場合」に寄付や補助をすることができることとなっています（232条の2）。



→→主な経緯は……

- ☞ 平成4年3月、市は、A社らに対して迷惑をかけない旨述べて連帯保証の了承を得た。
- ☞ 平成4年12月、高速船の運航が休止された。
- ☞ 平成6年3月、補助金支出に係る予算案が議会で可決された。

判決のポイント

「補助金支出について公益上の必要あり」とした市長の判断に裁量権の濫用はない！

→→主な理由は……

- 市は、第三セクターの運営や資金の調達に関して積極的な役割を果たしていた。
- A社らは、市から迷惑をかけない旨の説明を受けて連帯保証を了承した。
- 市は、補助金の支出について議会に説明し、議会では特にその支出の当否が審議された上で可決された。

＊ 判決原文は、裁判所のホームページをご覧ください。

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/9C853EB37EA8BB93492570B500268217.pdf>